

第1条による改正

瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第17条 略 (特別休暇)</p> <p>第18条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、公民権行使等休暇、出頭休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、<u>健康管理休暇</u>、慶弔休暇、災害休暇、事故休暇、夏季休暇、長期勤続休暇、骨髄液提供休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第19条から第22条 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条から第17条 略 (特別休暇)</p> <p>第18条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、公民権行使等休暇、出頭休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、<u>生理休暇</u>、慶弔休暇、災害休暇、事故休暇、夏季休暇、長期勤続休暇、骨髄液提供休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第19条から第22条 略</p>